

泡消火設備の点検以外の対応(案)

泡消火設備の設置時の試験における対応

現行基準

泡消火設備の設置時の工事が完了した場合において、すべての放射区域において泡放射を行い、次の事項を確認する試験を行うこととされている（詳細は参考資料10－6参照）。

- ・ 一斉開放弁や加圧送水装置等の機器が正常に作動すること。
- ・ フォームヘッドから泡水溶液が正常に放射され、放射圧力が適正であること。
- ・ 泡水溶液の希釈容量濃度、発泡倍率、25%還元時間が適正であること。

対応の考え方（案）

泡消火設備の設置時の工事が完了した際に行う試験においても、泡消火設備が消防法令の基準に従い、適切に設置されているか否かを確認することが可能であれば、点検と同様、極力、泡消火薬剤を外部に放出しない方法に見直してもよいのではないか。

<見直し案>

- 水放射をすることにより、泡消火薬剤及び泡消火薬剤の混合器・貯蔵槽以外の機器の性能（Ex.一斉開放弁の加圧送水装置の作動、フォームヘッドの放射圧力等）の確認は可能ではないか。
- 泡消火薬剤については、検定対象機械器具となっており出荷時には第三者機関による性能確認を行うことが義務付けられていること、加速劣化試験により製造後8年間（現在試験を継続実施中）は劣化しないことが確認されていること、適正な電力や圧力等が供給されなければ所定の性能を発揮できない器具ではないこと等を踏まえると、設置時には泡消火薬剤の性能確認を行う必要はないのではないか。
- 泡消火薬剤の混合器・貯蔵槽については、送水流量や水放射時における貯蔵槽内外の圧力を測定し、当該流量や圧力に適した混合器が使用されているか等を確認することにより、性能確認を行うことが可能ではないか。

泡消火設備の設置方法における対応

現行の運用

泡消火設備の混合器の二次側から一斉開放弁までの配管については、泡消火薬剤の放射遅れがないように、通常、水ではなく、予め泡消火薬剤が混合された泡水溶液で満たされている。
(法令上の明確な基準はなし。)

対応の考え方(案)

当該配管の長さが短い場合には、消火性能に影響を与えるほど泡放射の遅れは発生しないと考えられるため、プレミックスをする必要はないのではないか(ただし、基準上求められている泡消火薬剤の量として、当該配管部分の量が含まれている場合には、その分、水源や貯蔵槽で確保することが必要)。

<参考>

・乾式や予作動式スプリンクラー設備については、スプリンクラーヘッドが開放した場合に1分以内に放水することができることが求められている。

<プレミックスをやめることによる効果>

- ・ 試験や点検時において一切泡水溶液が排出されることがなくなる。
- ・ PFOSやPFOA等を含有していない消火薬剤に置き換えようとする場合、配管等の水溶液を抜き取り、洗浄等する必要がなくなり、負担が軽減される。

